

通所型の補導委託

補導委託は、受託者の方と少年が生活をともにするものだけでなく、少年が補導委託先に通って、職業指導を受けたり、短期間の社会奉仕活動に参加したりするものもあります。ご参考までにご紹介しましょう。

通所型の職業指導

少年たちは、学校を出ても仕事に就かず、やりがいを持てずに過ごしていることが少なくありません。

そこで、家庭裁判所では、さまざまな事業主の方に受託者となっただき、少年への職業指導をお願いしています。職業指導を受けることは、少年が働くことの意義を理解するとともに、自分の長所を仕事に生かすことで自信をつけるなど、貴重な立ち直りの機会となっています。

また、補導委託をきっかけとして、少年がそのまま受託者のもとで就職することもあります。

施設などでの社会奉仕活動

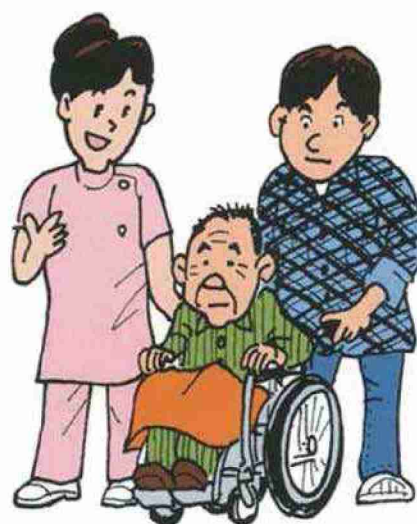
最近では、家族や地域の人たちとのかかわりが薄くなり、そこでの教育やしつけが行われにくくなっていると言われています。そのため、地域の人たちの協力を得ながら、少年がさまざまな体験をして、人間関係の在り方を見つめ直したり、相手の立場に立って考えたりするきっかけを与えることが大切であると考えられています。

そこで、補導委託の一種として、体験活動の機会を設けることも盛んになっています。

例えば、受託者の指導を受けながら、少年が老人ホームや保育園などでお年寄りや子どものお世話の手伝いをするといった奉仕活動に参加することが行われています。

これらの活動は、老人ホームや保育園などに補導委託先となっただき、2、3日から1週間の間で行われています。

補導委託の中で行われるこれらの活動は、少年が非行から立ち直るための大きな転機になっています。また、家庭裁判所が少年の新たな面を発見し、少年をより深く理解することにもつながっています。



少年の感想文から

やる前にはとても長く感じた社会奉仕活動の3日間もあっという間に終わってしまった気がします。施設にいるおとしよりの人たちも、何をやっていいのかわからなくて困っている私にやさしく声をかけてくれました。それに、私が何か一つを一生懸命にやると、やった分だけかんしゃされて、それがとても気持ちよかったです。それから、先生たちは、私がすることに対して、認めてくれたりして、私をととても必要としてくれて、自分のそんざい感や、価値について考えさせてくれました。

ボランティアを3日間やりとげました。自分てきにスゴイと思います。やる前は、途中でめげるかなーと思ってたけど、ちゃんとやりとげることができました。老人ホームではいろんなことを学びました。人を思いやる気持ち、人は一人じゃ生きていけないこと…。今、また親のありがたみが分かりました。なんかとっても気持ちがいいです。

大きな一歩

中学生のC君は、けんかが絶えず、傷害事件を起こして鑑別所に入りました。試験観察となって家に帰りましたが、自分を見つめ直す機会となるよう、夏休みに老人ホームでのボランティア活動を提案しました。

老人ホームでは、車椅子を磨いたり、お年寄りを食事室まで連れて行き、食事を口まで運んであげたりしました。どれも簡単そうに見えましたが、とても疲れたそうです。また、老人ホームで働く人々のひたむきな姿を見て、「自分も人の役に立つことをしたい。」と感じ、今まで周囲に与えてきた迷惑にも目を向けるようになりました。

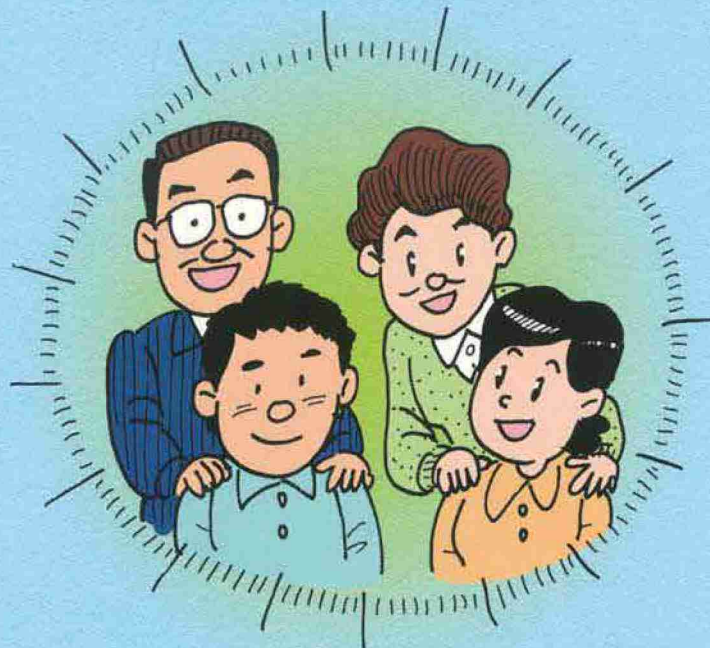
その後、C君は「被害者に会って謝りたい。」と話すようになり、まもなく母親と2人で被害者に謝罪に行きました。事件からは随分時間がたっていましたが、ようやく踏み出した「大きな一歩」を、C君親子と一緒に調査官も喜びました。

(家庭裁判所調査官の体験談)

あこがれのお兄ちゃん

彼は成人を半年後に控え、ひったくりで逮捕されました。裁判官と調査官は、彼に大人としての自覚を持ってほしいと考え、保育園での奉仕活動に5日間参加させることにしました。すると、彼はたちまち園児のあこがれの「お兄ちゃん」となり、彼の周りに「だっこ」や「たかいたかい」の順番待ちができました。口べたな彼も、自慢の体力と絵が上手なことで、園児の人気者となりました。園児たちの全身でぶつってくるエネルギーを受けて、彼の純真さや優しさが自然に引き出され、また、園の先生方の温かい眼ざしが、彼に自信を持たせることにもつながりました。これらすべての新鮮な体験が、彼をすっかり変えてしまったようで、補導委託を終えるころ、彼の表情は驚くほど和やかになっていました。そして、後日、そのままの彼の笑顔を描いた似顔絵が園児たちから届きました。

(家庭裁判所調査官の体験談)



少年が再び非行を犯すことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、それぞれの受託者のご指導を十分にいかすことが大切です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な人に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問い合わせは、最寄りの家庭裁判所で承っております。お気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

* 最高裁判所でもお問い合わせをお受けしております。

102-8651 東京都千代田区隼町4-2 (電話 03-3264-8111)
最高裁判所事務総局家庭局第三課 担当 科学調査係